

コーポレートガバナンス・コードに対する取組み・方針等について

株式会社近鉄エクスプレス

当社グループは、株主をはじめとする各ステークホルダーと良好な関係を維持しつつ、企業価値の向上に努めることを経営の第一義といたしております。この観点からコーポレートガバナンスを強化し、意思決定の透明性と公正性を高めることを重要な経営課題の一つと捉えております。

当社のコーポレートガバナンス・コードに対する取組み・方針等につきましては、以下のとおりとなります。

第1章 株主の権利、平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、少数株主、外国人株主、機関投資家等を含む全ての株主が議決権を適切に行使することができるよう迅速に開示を行い、平等性の確保に努めています。なお、株主の更なる平等性の確保のため、2021年5月12日開催の2021年度第2回取締役会において、株主優待制度の廃止を決議し、開示いたしました。

【原則1-1 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して議決権が適切に行使できるよう、迅速かつ積極的な情報開示に努めています。また、株主総会においては、招集通知の早期発送や発送日前の当社ウェブサイトへの掲載を行うなどの環境の整備に努めています。

・株主総会情報

<https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/general-meeting/index.html>

【補充原則1-1①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の可否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における決議事項について、取締役および監査役全員が議決権行使結果を確認し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応について検討を行っています。

【補充原則 1－1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役会における経営監督機能の強化と権限委譲による意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しています。

また、当社には取締役 8 名中 3 名の社外取締役（うち 2 名の独立社外取締役）が在任しており、コーポレートガバナンスに関する役割、責任を果たす体制を整えています。また、監査役 4 名中 2 名が独立社外監査役であり、監査の客観性を確保しています。

【補充原則 1－1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利行使を妨げることをしないよう、全ての株主に対して平等性の確保に努めています。

また、株主総会における株主提案等会社法で少数株主にも認められている権利等については、株式取扱規程で権利行使の方法を定めています。なお、同規程は、当社ウェブサイトに掲載しています。

・株式取扱規程

https://www.kwe.com/jp/ir/upload/docs/ir_SHR_n2.pdf

【原則 1－2．株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社では、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日については集中日を避けて設定しています。

【補充原則 1－2 ①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主の判断に影響を及ぼす重要な情報については、速やかに且つ適切な開示に努めています。また、株主総会参考書類においては、可能な限り分かりやすい記載を心掛けております。

【補充原則 1－2②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社では、株主の十分な議案の検討時間を確保するため、招集通知発送の早期化に努めています。招集通知の発送は法的期日より 5 日以上早く発送するとともに、発送日の 2 営業日前に東京証券取引所のウェブサイトおよび当社ウェブサイトに掲載しています。

・株主総会情報

<https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/general-meeting/index.html>

【補充原則 1－2③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社では、株主との対話を重視したいと考えており、より多くの株主が出席できるよう、開催日については集中日を避けて設定しています。

【補充原則 1－2④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は議決権電子行使プラットフォームの参加やインターネットによる議決権行使を採用しています。また、英文の招集通知につきましては、第 47 回定時株主総会（2016 年 6 月 21 日開催）より作成しています。

【補充原則 1－2⑤】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は全国株懇連合会が定める「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」に従い、実質株主から総会出席について事前に申し出があれば、可能な限り対応します。

【原則 1－3．資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

1. 株主資本

当社は、株主価値を持続的に高め、今後拡大する事業機会への投資に備えるために、株主資本の水準を保持することを基本としています。

2. 配当

当社グループは、株主の皆様への適切な利益還元を重要な政策として位置づけ、財務体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、各期の業績等を総合的に考慮し、安定的かつ継続的な配当の維持に努めることを基本方針としています。

3. 目標値

株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標の一つと捉え、今後この目標値を公表し株主資本の有効活用を目指します。

【原則 1－4．政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便宜やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

1. 政策保有方針

政策保有株式への投資は、業務提携、取引の維持・強化等を目的とし、将来の採算性、成長性の検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持、向上に資する場合に行うことがあります。政策保有株式については、取締役会で定期的に見直しを行い、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については適宜縮減します。

2. 検証の内容

定期的な見直しについては、取締役会で毎年、政策保有している上場株式について、定性的観点（取引の維持・強化等、事業運営）と、定量的観点（時価、簿価、持合状況、配当、ROE、資本コスト等）で個別に精査、検証しています。2021年3月末時点で13銘柄（約49億円）保有しておりましたが、2021年6月15日開催の取締役会で見直しを行い、2銘柄を売却することを決定いたしました。

3. 議決権行使基準

当社は、発行会社が中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか、また当社グループ全般の企業価値向上に寄与するかといった議決権行使基準に基づき賛否を判断し議決権の行使を行っています。

【補充原則 1－4 ①】

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株主から売却打診を受けた場合、当該株主の意向を尊重し、その売却等を妨げることは行いません。

【補充原則 1－4 ②】

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、取引先が政策保有株主であるなしにかかわらず、取引においては経済合理性を十分に検証しており、会社や株主共同の利益を害するような取引は行っておりません。

【原則 1－5．いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、株主の付託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則 1－5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けされた場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則 1－6．株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

資本政策の設定・変更を行う際は、社外取締役の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施目的等の情報を適切に開示するとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めます。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、取締役の競業取引および取締役と会社間の取引（利益相反取引）は、取締役会の決議を必要としています。また、非通例的な取引については、実行前に常勤監査役の監査を要することとしています。

第２章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させるためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。これを実践するために、「KWE Group Code of Conduct（KWE グループ行動規範）」を定めるほか、社長をはじめとする経営陣は全従業員に対しては社報、社内報等で経営計画等の説明を行い、その他のステークホルダーに対しては当社ウェブサイトにおいて各種情報を開示しています。

【原則２－１．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「ロジスティクスを通して新たな価値と最良の環境を創造し、お客様・株主・従業員と共にグローバル社会の発展に貢献する」を経営理念とし、さらに、この理念を具現化するために６項目からなる企業指針を制定しています。これらの理念、指針を実現すべく、従業員一人ひとりが社会的責任を果たすとともにグローバルでビジネスを拡大させるために「KWE Group Code of Conduct（KWE グループ行動規範）」を策定し、これらを遵守することにより中長期的な企業価値向上に繋がると考えています。

【原則 2－2．会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社では、役員および従業員の行動の拠り所となる「KWE Group Code of Conduct (KWE グループ行動規範)」を策定し、法令・規則および倫理的な基準を遵守・尊重することを明示しており、当社グループ全ての役員・従業員に周知しています。周知方法は、規程類集や社内イントラネットに掲示し、その内容については毎年開催している eラーニングによるコンプライアンス教育の実施や、各箇所で責任者による教育を行っています。

【補充原則 2－2①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社では、「KWE Group Code of Conduct (KWE グループ行動規範)」が広く実践されているか否かについて取締役会において年 1 回報告しています。

【原則 2－3．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、「KWE グループ環境方針」および「エネルギー管理方針」を定め、「KWE Group Code of Conduct (KWE グループ行動規範)」に従って環境への負荷を与えない事業活動を継続的に実行しています。

【補充原則 2－3①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、サステナビリティを巡る課題をリスク管理の一環であると認識し、2020 年 11 月 1 日に「KWE Group Sustainability Basic Policy (KWE グループサステナビリティ基本方針)」および「KWE Group Corporate Sustainability Rules (KWE グループサステナビリティ規程)」を定め、サステナビリティ推進に必要な諸施策の審議ならびに諮問を行うため、社長を統括責任者とする「KWE グループサステナビリティ推進委員会」を定期的に開催し、必要に応じて取締役会へ報告しています。

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では「KWE Group Code of Conduct（KWE グループ行動規範）」において、すべての従業員と求職者に対し、常に公平な雇用機会を提供するとともに、採用、教育、昇格、補償に関して人種、性別、年齢等につき差別をしないことを明記しています。また、育児休業、育児短時間勤務等を積極的に取得するよう働きかけ、女性が働きやすい環境を整えています。

【原則２－５．内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は内部通報制度運用規則を定め、総務部、コーポレート・ヒューマンリソース部および弁護士事務所に内部通報窓口を設置しています。また、労働組合事務所にも別途内部通報窓口が設置されています。内部通報があった場合、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護する規定を整備し、運用しています。また、内部統制システムの運用状況の一つとして、内部通報の運用状況について、取締役会で報告しています。

【補充原則２－５①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、不祥事や法令違反に対する内部通報の窓口を総務部とコーポレート・ヒューマンリソース部に、経営陣から独立した窓口を弁護士事務所に設置しています。労働組合事務所にも別途内部通報窓口が設置されています。内部通報制度運用規則においても通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護する規定を設けています。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、受給者への給付を将来にわたり確実にを行うため、必要とされる収益を長期的に確保することを運用目的としています。目的の達成のため、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、政策的資産構成割合に基づいた運用商品の選定を行っています。また、コーポレート・ヒューマンリソース部、コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部および労働組合代表者を構成員とする年金委員会を設置し、年金財政ならびに資産運用に関する事項等の審議を行い、加入者等の安定的な資産構成と年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は適時適切な情報開示は最重要であると認識しており、その旨をKWEグループ企業指針で定めています。また、全てのステークホルダーに対し、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報についても当社ウェブサイトで積極的に情報開示を行っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ii）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- （i）経営理念、経営戦略、経営計画（中期経営計画）を当社ウェブサイトおよび決算説明会資料等のIR資料で開示しています。

- ・経営理念

- <https://www.kwe.com/jp/about/whoweare/policy/philosophies/index.html>

- ・経営戦略・経営計画（中期経営計画）

<https://www.kwe.com/jp/ir/management/plan/index.html>

- (ii) コーポレートガバナンスに関する考え方を、当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書およびアニュアルレポート(英文)で開示しています。

・コーポレートガバナンスに関する考え方

<https://www.kwe.com/jp/about/sustainability/governance/index.html>

- (iii) 当社の取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、月額報酬、業績連動報酬にわけて配分することを方針としています。その手続きについては、内規で定める報酬額を基に、会社の業績、経済情勢等や取締役の業績に対する貢献度等を勘案したうえで、指名・報酬委員会で審議を行った後、取締役会で決定しています。
- (iv) 当社の経営陣幹部と取締役・監査役候補の指名については、個々の実績、経営者としてのバランス感覚、能力等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会において審議を行い、その後、代表取締役が取締役会で説明し、承認を得ています。また、解任についても指名・報酬委員会で十分に審議を行った後、取締役会で承認を得ることとしています。
- (v) 当社では、定時株主総会参考書類において、経営陣幹部と取締役・監査役候補者について、個々の選任理由を開示します。また、経営陣幹部の解任については、職務の執行に関する懈怠、不正の行為、法令もしくは定款に違反する事実等が明らかになった場合、状況に応じて、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により解任することとしています。

<https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/general-meeting/index.html>

【補充原則 3－1 ①】

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示にあたり、わかりやすい内容で、迅速且つ正確に情報開示を行い、閲覧が容易となる多様な方法で開示するよう努めています。

【補充原則 3－1 ②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社の株主構成およびステークホルダーの多様性を踏まえ、英文での当社ウェブサイトを開設するとともに、アニュアルレポート等の英文 IR 資料も作成しています。また、決算発表後は、英文での決算短信、決算説明会資料を遅滞なく当社ウェブサイトで公開するなど、外国人株主・投資家への情報開示の充実に努めています。

・決算短信・決算説明会資料、アニュアルレポート（英文）

<https://www.kwe.com/jp/ir/library/index.html>

【原則 3－2．外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会や内部監査部門等の関連部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。

【補充原則 3－2①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任および会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について同意権を有します。

- (i) 会計監査人の監査実施状況や監査報告を通し、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、会計監査人の監査活動の適切性、相当性を主体的に調査するために、事業年度ごとに「会計監査人の評価に関する監査調書」を作成し、それに基づき監査役会において評価します。
- (ii) 会計監査人による適正な監査の確保に向けて、意見交換や監査実施状況を通じ、独立性、専門性等を有しているかについて確認を行っています。尚、現在の当社会計監査人である、有限責任あずさ監査法人は、独立性・専門性に問題ないものと認識しています。

【補充原則 3－2②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 監査前に、会計監査人とスケジュールの確認及び監査の効率性や有効性に資する情報の提供を行い、十分な監査時間を確保出来るよう対応しています。
- (ii) 外部会計監査人からの要請により、代表取締役は年2回、財務経理統括取締役は四半期毎に経営者インタビューを受けています。また、必要に応じて財務経理統括取締役と打ち合わせを行っています。
- (iii) 外部会計監査人は、監査役との定例の意見交換会に出席するなど連携を図っています。また、内部監査部門（監査部）との連携については、三様監査により情報交換および財務報告に係る内部統制監査での連携を行っています。社外取締役との連携についても、2016年より監査役との定例会議に社外取締役が同席し、情報交換を図っています。
- (iv) 外部会計監査人から不正、不備・問題点等発見され、対応を求められた場合、代表取締役の指示により担当取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制となっています。

監査役は、会計監査人から不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告

等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、事実関係の把握に努め、取締役および調査委員会等の対応の状況について監視し、検証していきます。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社の経営組織は、取締役会および監査役会を基本とし、それらによる監視のもと、代表取締役の意思決定の慎重を期するため、経営に関する全般的方針および業務執行に関する重要事項を協議する会議体として、「経営会議」を設置しております。また、取締役会における経営監督機能の強化と権限委譲による意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しています。

この体制を確立させるため、取締役会規程、経営会議規程、組織・職務権限規程等において、取締役と各部門の職務と責任を明確化することで経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っています。

また、当社の取締役会において、社外取締役3名を含む各取締役が経営陣・取締役に対し監督を行っています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営戦略、経営計画等について経営課題等も踏まえ議論を交わしながら決定しています。また、四半期に一度、経営企画・総務統括取締役より業務執行報告、営業統括取締役より営業報告を行い、経営の監視をしています。

【補充原則4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、「組織・職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【補充原則４－１②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社の中期経営計画は、業績、将来の社会情勢および経済情勢等を踏まえ毎年見直しを行い、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主、機関投資家への説明を行っています。

【補充原則４－１③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

取締役会は、会社の経営戦略等を踏まえ、社長等、経営陣幹部の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、その計画の進捗に努めています。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、取締役会で決議すべき事項について、十分な審議・検討を行い、決定した内容については統括取締役の指示のもと、各担当部門が実施しています。

また、経営陣の報酬については、各々目標を設定し、目標に対する達成度をもとに業績に応じたインセンティブ付け（業績連動報酬）を行っています。

【補充原則４－２①】

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

取締役および監査役の報酬等は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で配分しており、取締役の報酬は指名・報酬委員会で審議した後、取締役会において決定します。監査役の報酬は、代表取締役の提示に基づき、監査役会の協議により決定しています。

また、当社は、2019年6月18日開催の第50回定時株主総会において、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図ることを目的に、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。

【原則4－3．取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、年功序列ではなく、取締役としての役割を加味し、かつ会社の業績等の評価を適切に行うなど、経営陣幹部の人事に反映させています。

また、内部統制運営委員会やKWEグループリスク管理委員会（社長をはじめとする常勤取締役、常勤監査役ならびにコーポレート部門長がメンバー）を設置し、取締役会へ報告する体制となっています。

適時開示等の情報開示についても、取締役会で決議後、速やかに開示しています。

さらに、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じえる利益相反については、取締役会規程で決議事項と定めており、適切に管理していく仕組みとなっています。

【補充原則4－3①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、取締役の選解任については、取締役会規程で決議事項と定めており、取締役会での承認のもと、適切に実行しています。

【補充原則4－3②】

取締役会は、CEOの選解任は、会社におけるもっとも重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

社長の選任については、指名・報酬委員会に諮問、同委員会の答申に基づき、広く社内外において適性を備えた後継者の人選に努め、能力・見識・人格・経験などあらゆる点を総合的に考慮し、取締役会で慎重に議論し選任します。

また、解任については、職務の執行に関する懈怠、不正の行為、法令もしくは定款に違反する事実等が明らかになった場合、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により解任します。

【補充原則４－３③】

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、ＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

社長の選任については、指名・報酬委員会に諮問、同委員会の答申に基づき、広く社内外において適性を備えた後継者の人選に努め、能力・見識・人格・経験などあらゆる点を総合的に考慮し、取締役会で慎重に議論し選任します。

また、解任については、職務の執行に関する懈怠、不正の行為、法令もしくは定款に違反する事実等が明らかになった場合、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により解任します。

【補充原則４－３④】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社では、コンプライアンスも対象とするKWEグループリスク管理委員会（社長をはじめとする常勤取締役、常勤監査役がメンバー）、財務報告に係る内部統制運営委員会を設置しており、各委員会ではそれぞれ統括取締役が委員長となり、さまざまな課題、問題点について議論を交わしています。また、各委員会の運営状況について取締役会に報告し、監視を行っています。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

監査役および監査役会は、株主の付託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負っており、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しています。

監査役および監査役会は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努めています。

【補充原則４－４①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

監査役会は、半数以上を独立社外監査役としています。独立社外監査役は、強固な独立性を保持し、高い専門性と知見を有しています。また、常勤監査役は豊富な業務経験に基づく高度な情報収集力を有しており、両者が有機的に組み合わされて監査の実効性を高めています。

今後、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、外部会計監査人と監査役との定例会議に社外取締役が出席し、社外取締役との情報交換や連携の確保に努めます。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社は社外取締役を３名選任し、社外および一般株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の職務執行の監督や経営全般に対する意見の提供を行っています。

また、取締役、監査役および経営陣は株主に対する受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、各ステークホルダーに対し、法令・規則等の定めによる情報開示のほか、当社をより理解していただくために有効と思われる情報についても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めています。

【原則４－６．経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社では社外取締役を３名選任し、取締役会において客観的な立場から意見を述べており、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社の独立社外取締役2名は、リスクマネジメント、コンプライアンス業務の経験者および企業法務等に精通した弁護士で、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営陣・支配株主から独立した立場で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見を述べ、取締役、主要株主との利益相反取引の監督等を行っています。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社では、東京証券取引所における独立基準を満たす取締役を独立取締役として2名選任しています。

なお、当社においては独立社外取締役を含む社外取締役を3名選任しており、十分に経営の監視および監督は機能できるものと認識しています。

【補充原則4－8①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、取締役会開催前に独立社外取締役に対し資料の説明を行っておりますが、その際に独立社外取締役との情報交換、情報共有等を図っています。また、独立社外取締役と代表取締役との会議を定期的で開催し、取締役会に関する事項や経営に携わる事案等、さまざまな意見交換を行っています。

【補充原則4－8②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の独立社外取締役2名は、それぞれ経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を十分行っています。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、会社法および東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準をもとに、当社独自の独立性判断基準を策定し、開示しています。

<https://www.kwe.com/jp/about/sustainability/governance/index.html>

【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、独立社外取締役と代表取締役との会議を定期的に開催し、取締役会に関する事項や経営に携わる事案等、さまざまな意見交換を行っています。また、今後、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、2016 年より外部会計監査人、監査役との定例会議に社外取締役が出席し、独立社外取締役との情報交換や連携の確保に努めています。

【補充原則 4－10①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社では、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において取締役の選解任、報酬等について審議し、その状況を取締役会に報告することとしております。

【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、各分野に精通した取締役とジェンダーや国際性の面を含む多様性を有する社外取締役で構成されています。

当社の監査役会は、会社業務に精通した常勤監査役 2 名と経理業務の知見を有する社外監査役 2 名で構成されています。

取締役会の分析・評価については、社外取締役より意見・助言をいただいておりますが、今後取締役会の機能を向上させるという観点から、年 1 回実施している役員評価シートによる評価に取締役会の実効性についての分析・評価の項目を設けていきます。

【補充原則 4－11①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社の取締役の選任については、個々の実績、経営者としての能力、バランス感覚等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とし、この方針に基づき選任しています。

【補充原則 4－11②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第 52 回定時株主総会招集ご通知」の「会社役員に関する事項」に記載していますので、以下 URL をご参照下さい。

<https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/general-meeting/index.html>

【補充原則 4－11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の実効性についての分析・評価については社外取締役より意見・助言をいただいておりますが、2016 年より各取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性について評価を行い、その結果を当社ウェブサイトに掲載しています。

https://www.kwe.com/jp/about/pdf/c-evaluation_results_20210615.pdf

【原則 4－12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

取締役会は、各議案について社外取締役が問題提起や質問を行うなど、随時議論・意見交換を行っています。

【補充原則 4－12①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、以下の取扱いを確保し、審議の活性化を図っています。

- (i) 取締役会の資料は取締役、監査役に対し 2 日前に配布し、必要に応じ説明を行っています。
- (ii) 必要に応じて取締役会資料以外の提供も行っています。
- (iii) 期初から 1 年間の取締役会開催スケジュールを決定しています。
- (iv) 開催頻度は月 1 回で、審議項目が多くなることもありますが、全ての議案に対し議論を行っています。
- (v) 審議時間は毎回十分に確保しています。

【原則 4－13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の常勤の取締役、監査役は、必要に応じ社内各部門から情報を入手しています。また、社外取締役については総務部、社外監査役は監査役室が窓口となり、適宜情報提供しています。

【補充原則 4－13①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の常勤の取締役、監査役は、必要に応じ社内各部門から情報を求め、各部門は迅速に提供しています。社外取締役については総務部、社外監査役は監査役室が窓口となり、適宜情報提供しています。

【補充原則 4－13②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役および監査役は必要に応じて顧問弁護士やアドバイザー等の外部専門家に相談し、助言を得ており、その費用については会社が負担しています。

【補充原則 4－13③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

監査部における監査結果および社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜取締役や監査役へ報告がなされており、速やかに改善を行っています。

社外取締役との連絡については、総務部の秘書担当および法務担当でそれぞれ窓口を設け情報共有ができるようにしています。また、社外取締役に対し取締役会資料等の事前説明を行うなど、取締役会の内容を事前に理解できるよう努めています。

社外監査役に対するサポートについては、監査役室が担当しており、適宜必要な情報について提供出来る体制を整備しています。

【原則 4－14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

常勤取締役、常勤監査役においては、会社法や当社業務に関連する法令等をテーマに役員勉強会を開催しています。なお、これらの費用は全て会社で負担しています。さらに、新任取締役・監査役においては、今後外部機関等を活用し、経営スキルを習得する研修を実施しています。

【補充原則 4－14①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

常勤取締役、常勤監査役においては、会社法や当社業務に関連する法令等をテーマに役員勉強会を開催し、さらに個々に各種セミナーや他企業（外部団体）との意見交換会に積極的に参加していますが、今後も研修の機会を増やし、継続的に実施してまいります。また、当社は、社外取締役・社外監査役を当社に迎えるに際し、施設見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報習得のための研修を行っています。新任取締役・監査役においては、外部機関等を活用し、経営スキルを習得する研修を実施しています。

【補充原則 4－14②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

常勤取締役・監査役においては、会社法や当社業務に関連する法令等をテーマに行う役員勉強会に加え、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、ガバナンス研修を継続的に行っています。

新任の取締役・監査役においては、当社の各事業・財務・組織等取締役・監査役としての責務や必要な知識を習得するための研修を行っています。

社外取締役・監査役においては、当社に迎えるに際し、施設見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略・組織等について必要な情報習得をするための研修を行っています。

第5章 株主との対話

【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、日頃から株主と積極的な対話を心がけ、そこで出された意見や要望を必要に応じて今後の経営への反映を検討する姿勢が重要と考えています。そのためにも IR 担当役員を中心に IR 体制を整備し、株主・投資家・アナリストとの対話にも積極的に応じ、当社の事業特性や経営計画および経営戦略についての分かりやすい説明の実施に努めています。

【原則 5－1．株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、コーポレート・プランニング&アドミニストレーション部内に IR 担当部門を設けており、経営企画、総務統括取締役を IR 担当役員としています。

株主・投資家・アナリストとの対話については、合理的な範囲で前向きに対応することを心がけています。個別面談のほかに定期的に決算説明会を年2回（半期ごと）開催しており、加えて証券会社等からの要望に応じてスモールミーティングや IR カンファレンス、電話会議等に参加しています。

【補充原則 5－1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）への対応はコーポレート・プランニング&アドミニストレーション部内の IR 担当者が行っています。また、株主・投資家の希望に応じて、社長、経営企画、総務統括取締役、財務経理統括取締役が合理的な範囲で対応しています。

【補充原則 5－1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- （i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- （ii）対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- （iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実にする取り組み
- （iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- （v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

- （i）（ii）当社は、経営企画、総務統括取締役を IR 担当役員としており、IR 担当役員およびコーポレート・プランニング&アドミニストレーション部内の IR 担当者が IR 活動に必要な情報に関し、コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部をはじめとする各本部、各営業部等と情報共有を密に行うことで連携を強めるよう努めています。
- （iii）定期的に決算説明会を年 2 回（半期ごと）開催しており、加えて証券会社等からの要望に応じてスモールミーティングや IR カンファレンス、電話会議等に参加しています。なお、説明会については、必要に応じて上記以外で行うこともあります。
- （iv）定期的にコーポレート・プランニング&アドミニストレーション部・IR 担当者が IR 活動報告書を作成し、株主・投資家との対話で把握した内容について、社長をはじめ経営陣幹部に報告しフィードバックを行っています。
- （v）株主・投資家・アナリストとの対話に際しては、インサイダー情報の管理に充分留意しています。

【補充原則 5－1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年 3 月末および 9 月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握しています。

【原則 5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は資本コストを把握したうえで経営計画を策定し、営業収入、営業利益等の目標値を当社ウェブサイトの開示するとともに、決算説明会等において目標達成に向けた具体的な戦略・施策を説明しています。また、直近の経営環境、業績推移、事業ポートフォリオの見直しや設備投資・人材投資等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、変更が生じた場合は、その内容や要因について遅滞なく当社ウェブサイトの開示するとともに IR 活動を通じて説明を行っています。

以上